

法人における地位承継の必要書類について

合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったとき、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、理容所の開設者の地位を承継します。

合併又は分割による開設者の地位承継の手続きをする場合、以下の書類が必要です。

(1) 開設者の地位承継届

地位を承継した法人が必要事項を記入したものです。

(2) 履歴事項全部証明書

地位を承継した法人の履歴事項全部証明書（合併又は分割された事実がわかるもの）です。